

再生可能エネルギー発電促進賦課金の概要

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（従量制供給の場合）

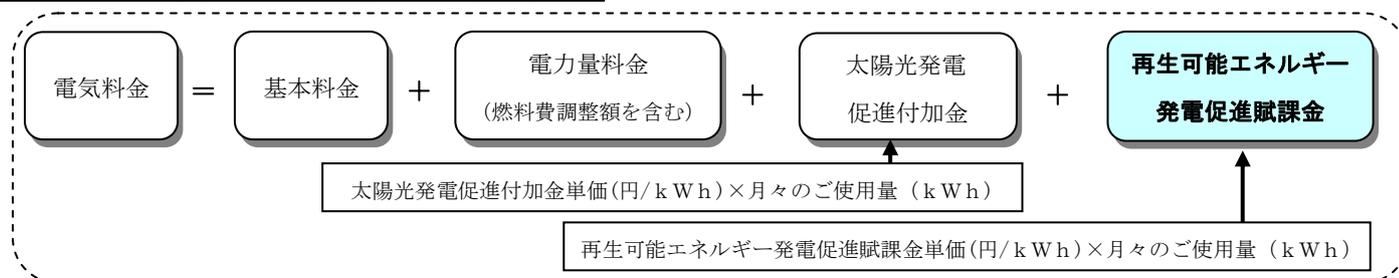
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、年度ごとに国が全国一律で定めます。

区 分		平成 24 年 8 月分～平成 25 年 3 月分
従量電灯 A の場合	最初の 15kWh まで	3 円 30 銭
	15kWh を超える 1kWh につき	22 銭
低圧供給の場合 (従量電灯 A などを除く)	1kWh につき	22 銭
高圧供給の場合	1kWh につき	22 銭
特別高圧供給の場合	1kWh につき	22 銭

※上記単価には消費税等相当額を含みます。

※定額制契約分の単価については別紙 2 をご覧ください。

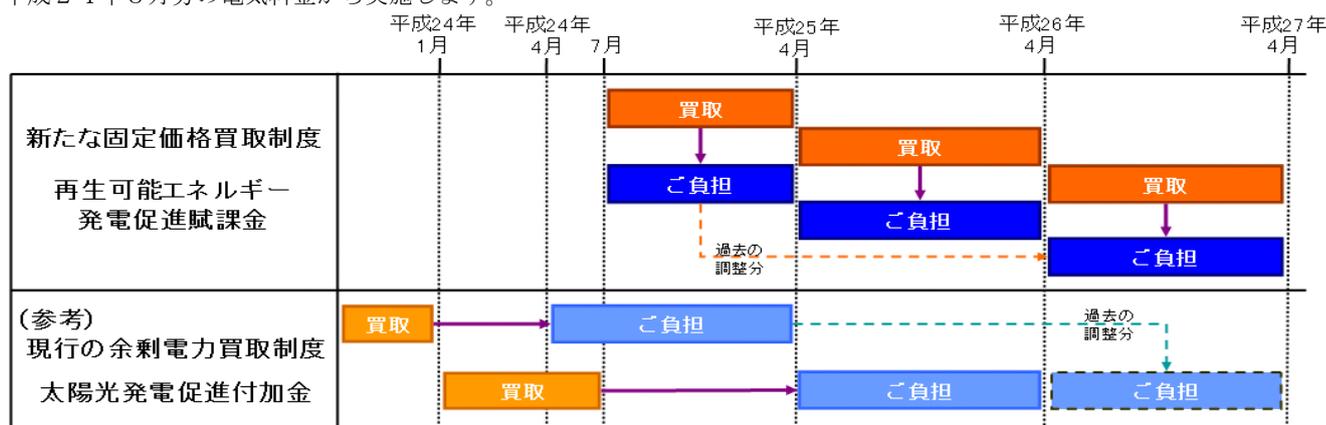
2. 電気料金の算定イメージ（従量制供給の場合）



※「太陽光発電の余剰電力買取制度」に伴う「太陽光発電促進付加金」は、前年（1月分から12月分）の買取に要した費用を当年度（4月分から翌年3月分）にご負担いただくこととなりますので、当面の間、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とあわせてご負担いただくこととなります。

3. 買取・ご負担のイメージ

平成 24 年 8 月分の電気料金から実施します。



4. 標準的なご家庭の影響額

平成 24 年 8 月分～平成 25 年 3 月分の標準的なご家庭 1 ヶ月あたりの影響額は、再生可能エネルギー発電促進賦課金と現行の余剰電力買取制度による太陽光発電促進付加金をあわせた 81 円となります。

※算定条件：従量電灯 A ・月間ご使用量 300 kWh ・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）0.22 円/kWh

平成 24 年度の太陽光発電促進付加金単価（税込）：0.05 円/kWh